
第8編

道路災害対策編

第 1 節 道路交通の安全のための情報の充実

市及び道路管理者は、災害時における迅速な対応を図るための情報の収集・連絡体制の整備に努め、被害の軽減のための体制を確立する。

1 気象情報の活用

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 道路施設等の管理と整備

道路管理者は、災害発生に伴う救助・救出作業や大規模な輸送作業を円滑に進める上で、道路交通の安全性を確保することは、重要な課題である。道路施設等の異状を早期に発見するために巡回・点検等を励行し、情報収集等、有効な体制を確立する。

1 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、次の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき、定期的に巡回及び点検を実施する。
特に、山（がけ）崩れ危険箇所等については重点的に行う。
- (2) 大規模な地震、山崩れ、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については、詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

災害発生時には、正確な情報の収集と関係機関への迅速な伝達が被害の拡大を防ぐ。このため市は関係機関と日ごろから連携を図り、緊急時の連絡体制の整備に努める。

1 情報収集体制の整備

(1) 災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日ごろから、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

道路管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、N T T公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

第4節 活動体制の整備

市内及び近隣の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため、市は、県及び道路管理者等と連携を図り、活動体制の整備に努める。

1 担当職員の招集・参集体制の整備

(1) 参集範囲の明確化

大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておく。(風水害等対策編第1章第7節「活動体制の整備」参照)

(2) 招集連絡手段の整備

職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2 関係機関との協力体制の整備

大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、県、警察、消防、自衛隊等関係機関との連絡調整を行う。

また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相互の協力体制の確立に努める。

3 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4 コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるよう、協力体制の整備に努める。

5 研究機関等との連携

必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

第5節 救急・救助及び消火活動体制の整備

風水害等対策編第1章第8節に準ずる。

第6節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第1章第9節に準ずる。

第7節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第10節に準ずる。

第8節 訓練、研修等の実施

風水害等対策編第1章第16節に準ずる。ただし、情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練等については、特に関係機関との連携を密にし、大規模な道路災害への対応能力向上に努める。

第9節 道路利用者に対する防災知識の普及

風水害等対策編第1章第18節に準ずる。

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模な道路災害が発生した場合は、災害の情報、被害状況を収集し、県をはじめ各防災関係機関に速やかに連絡する。また、道路交通の安全性の確保及び被害拡大を防ぐための対策を講じ、速やかに実施する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等状況の把握と確認

市及び道路管理者は、管理する道路での事故災害等発生 of 通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

(2) 通行の禁止又は制限

事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止又は制限する。

この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を宮崎県公安委員会に通知する。

(3) 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、う回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。

この場合、マスコミの協力も得ておく。

2 通信手段の確保

(1) 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

県等に対して、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備するための手配を要請し、無線通信回線の確保を図る。

(2) 公衆回線の緊急増設

N T T 西日本に対して、設置箇所、設置数を明示して公衆回線等の緊急増設を要請する。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生 of 情報を入手した場合、県等に対して速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣するための手配を要請し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。

また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用す

る。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用

ヘリコプターテレビジョンシステムにより、事故災害等状況の把握が行えるよう関係機関に対して、ヘリコプターの派遣を要請する。

第2節 活動体制の確立

市内において、大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市に事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携の下に応急対策を実施する。

活動体制の確立手順については、風水害等対策編第2章第2節に準ずる。

〔県〕

県内で大規模な道路災害が発生したときは、状況に応じ、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、道路管理者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第3節 広域応援活動

大規模な道路、トンネル火災等が発生した場合、本市だけでは応急措置を行えないことも考えられる。このため市は、広域応援活動を実施する。

道路災害における広域応援体制については、風水害等対策編第2章第5節に準ずる。ただし、必要に応じて県を通じて大学、研究機関、コンサルタント等関係業者への調査依頼等を要請する。

第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

県、市又は県公安委員会は、大規模災害発生後、特に初期には、緊急輸送を行うために使用可能な陸上交通・輸送ルートを確認する必要があると認め、一般車両の通行禁止、う回路への誘導等の交通規制を直ちに実施する。

実施機関は互いに連携し、必要な措置をとる。

実施機関	規制の理由等	根拠法令
道路管理者 国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合 2. 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合	道路法 第46条
県公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合	基本法 第76条
県公安委員会 警察署長（区間又は期間の短いもの）	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第4条及び 第5条
警察	道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条

1 一般住民等への情報提供

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、一般住民等への情報提供を行う。また、う回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への迅速な進入路の確保に努める。

2 う回路の確保

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合は、う回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、円滑な道路交通の確保に努める。

3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して、警察、消防、自衛隊等が被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を行わせるとともに、必要に応じてコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要とな

る仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

市は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

6 二次災害の防止

市は、道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山（がけ）崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置くなどの措置を確実に行う。

7 放置車両等の移動

県公安委員会は、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等が有る場合は移動等について要請するものとし、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第5節 救助・救急及び消火活動

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。

第6節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第7節 道路施設の応急復旧

風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておく。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻そう、情報内容の食違い等を来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これら

の機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。